

PAS SION-U & PAS ワゴン 安心プラスキャンペーン（バッテリー盗難補償） 規約

PAS SION-U & PAS ワゴン安心プラスキャンペーン（バッテリー盗難補償）（以下、「本補償」という）はヤマハ発動機販売株式会社（以下、「ヤマハ」という）が定めた対象モデル（PAS SION-UもしくはPAS ワゴン）をご購入し、WEBにて製品保証登録を行ったお客様が、万一のバッテリー盗難事故時に、一部の負担金をお支払いいただくことで原則盗難された同種同型のバッテリーをお渡しいたします。本規約は補償条件等を定めたものです。本補償はヤマハが提供し、運営は運営委託されたZuttoRide株式会社（以下、「ZuttoRide」という）が行うものとします。

第1章 補償資格規約

1. 補償資格

本サービスは、2026年9月1日から10月31日までの期間中にPAS SION-UもしくはPAS ワゴン（以下、「対象車両」という）をご購入のうえ、WEBにて製品保証登録をされた方(防犯登録日または納車日のいずれか遅い日から30日以内)とします。

2. 補償資格の発生

補償資格の発生日は、WEBにて製品保証登録を完了した翌日午前0時からとなります。WEBにて製品保証登録が未完了の場合は、補償資格は発生いたしません。

3. 補償資格の証明

WEBにて製品保証登録完了後、加入者証を送付します。補償資格は当該加入者証により証明されます。

4. 補償資格の有効期間

補償資格の有効期間は、第2条に定める補償資格発生日から3年後の応当日前日の午後12時までとします。再申請等による補償資格の継続はできません。

5. 補償対象

本補償を行使し、補償請求する権利は、対象モデルの新車を購入した本人かつ登録車両との関係でのみ有効となります。本権利を賃借、譲渡、質入れその他第三者に行使させることは一切認めません。

6. 補償資格保有者の権利

（1）補償資格保有者はその補償期間内においてヤマハから運営を委託されたZuttoRideより本規約の定める補償サービスを受けられるものとします。有効期限を超えたものは無効となります。

（2）補償サービスを受ける際は、加入者証および防犯登録書や販売証明などの車両購入が分かる資料を提示するものとします。その他申請手続きの詳細は第2章の補償規約その他別途ご案内する内容に従いお願い致します。

（3）補償期間において、補償は一度のみ受ける事が出来ます。一度補償を受けた後は補償資格を喪失する事になり、再申請等による補償資格の継続は出来ません。

（4）補償を受ける資格は対象モデルの新車を購入してWEBにて製品保証登録が完了した本人かつ登録車両との関係でのみ有効となります。当該PASの所有権を第三者に移転させた場合、本人が保有する他の自転車等は補償対象とはなりません。

7. 補償資格保有者の申請要件

以下の場合、ヤマハは申請者による申込手続きを拒否することが出来、その理由について開示義務を負いません。

- （1）当社に提供した情報の全部または一部について、虚偽、誤記、記載漏れ等があった場合
- （2）申請者が未成年者の場合で、法定代理人（ご両親、保護者等）の同意を得ていない場合
- （3）暴力団その他の反社会的勢力であると当社が合理的に判断した場合
- （4）その他、登録が適当でないと当社が合理的に判断した場合

8. 補償資格の喪失

以下の場合、補償資格は喪失され補償サービスは受けられません。

- （1）補償資格の申し込みに際して虚偽記載その他不正な行為があったとき
- （2）ヤマハ、販売店、ZuttoRideその他関係者等に著しい迷惑や損害を与えたとき
- （3）補償資格保有者が解約を申し出た時または死亡したとき
- （4）補償資格保有者が登録車両の所有権を喪失したとき
- （5）補償期間内に本補償を1度既に受けたとき
- （6）補償制度利用時において、ヤマハ、販売店、ZuttoRideその他関係者等または提携会社に対する業務妨害または、業務に支障を与えた場合（補償対応に際して通常必要となる範囲を明らかに逸脱して、長時間に渡る繰り返しの電話対応等により、業務に支障を来す場合等も含まれるものとします）
- （7）補償資格保有者の行動等から判断し、適正に補償サービスを提供する事が困難であると判断した場合
- （8）補償サービスを行う際に、ヤマハ、販売店、ZuttoRide、提携業者その他関係者等の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合
- （9）ヤマハ、ZuttoRideに対する脅迫的な言動または暴力を用いる場合
- （10）偽計または威力を用いてヤマハ、販売店、ZuttoRideの業務を妨害し、または信用を毀損する場合
- （11）暴力団関係者、その他反社会勢力に該当する場合
- （12）その他ヤマハ、販売店、ZuttoRideその他関係者等が補償資格保有者として相応しくないと判断するに至る正当な理由があるとき

9. 補償資格終了手続き

補償資格の終了手続きは、補償資格保有者がZuttoRideに電話・FAX・Eメールなどの手段で申し出ることにより終了します。

10. 車両の入れ替え

対象車両の変更は認められません。

11. プラン変更

補償プランの変更は認められません。

12. 個人情報の取扱いについて

- （1）本補償で取り扱うお客様に関するデータ

ヤマハは、本補償において、以下のお客様に関するデータ（以下「利用者データ」という）を取り扱います。利用者データには、お客様の個人情報が含まれる場合があります。

・本補償上でお客様が直接入力いただく情報

本補償の利用に関連して登録する情報（必須項目：氏名、住所、PAS号機番号、任意項目：電話番号、メールアドレス、性別、生年月日）

本補償のお問い合わせ時に提供いただいた情報（氏名、問い合わせ内容、連絡先等）

（2）利用目的

ヤマハは、本補償において、利用者データを以下の目的で利用します。なお、以下の利用目的のために、ヤマハグループが取得したデータと組み合わせて使用する可能性があります。

- ・本補償のサービス提供（それに付帯・関連する業務含む）のため
- ・商品およびサービスの品質向上・開発・改善を目的とした情報収集・情報分析・企画立案のため
- ・問い合わせ、ご意見、ご要望への対応のため
- ・本補償の内部評価のため
- ・ヤマハグループに関連する製品・サービスなどに関するご案内を行うため
- ・お客様の情報を分析し、趣味・嗜好に応じたマーケティング活動を行うため
- ・各種イベント、キャンペーンの案内等、運営、管理および各種情報の提供のため
- ・財産と権利の保護と安全のため
- ・ネットワークと情報セキュリティ対策のため
- ・リコール対応等、法令、条例その他の規制の遵守
- ・国もしくは地方公共団体の機関、日本自動車工業会、その他の公的団体からの通達、指導、要請、調査依頼などに基づく対応。
- ・法令、条例およびその他の規制などを遵守するため

（3）利用者データの提供

ヤマハは、利用目的の達成に必要な範囲内で、ヤマハが管理責任者となり、利用者データをヤマハ発動機株式会社、株式会社ワイズギア等日本のヤマハ発動機グループ会社で共同利用させていただきます。

管理責任者 ヤマハ発動機販売株式会社

〒144-0035 東京都大田区南蒲田2丁目16-2 テクノポート大樹生命ビル3F

代表取締役社長 松岡 大司

また、引受保険会社や業務委託先に利用者データを提供することがあります。

（4）お客様の権利

ヤマハは、日本の個人情報保護法で認められる範囲で、お客様の権利（開示、訂正等）のご請求があった場合は、法令の定める内容に従い、誠実かつ適切に対応いたします。

その他利用者データの取扱いに関するご要望がありましたら、本補償内の「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。

尚、利用者データの一部若しくはすべては、適用される法令等の義務を果たすために、または、本補償を適切に提供するために必要であり、当該利用者データの一部を保持する場合があることをご了解ください。

（5）本補償の提供者およびお問い合わせ先

補償提供者／データ管理者

ヤマハ発動機販売株式会社

〒144-0035 東京都大田区南蒲田2丁目16-2 テクノポート大樹生命ビル3F

pasnet@yamaha-motor.co.jp

本補償の利用者データの取扱いに関しては、本補償内の「お問い合わせフォーム」から、または、問合せ先にご連絡ください。

（6）個人情報の取扱いに関する通知の変更

本補償の仕様変更や法令変更への対応の必要性等に応じて、本通知の内容を変更、修正、追加または削除することがあります。この通知に対する変更はご登録いただいたメールアドレス宛に通知されます。

13. 免責等

（1）ヤマハ、ZuttoRideは、本サービスを通じて提供し、または補償資格保有者が取得した情報が正確性、正当性、有用性、完全性等を有することを保証するものではありません。

（2）ヤマハ、ZuttoRideは、その故意または重大な過失により補償資格保有者に損害が生じた場合、関係法令に従いその責任を負うものとします。

（3）ヤマハ、ZuttoRideは、その責に帰すべき事由（故意または重大な過失を除く）により補償資格保有者に生じた損害について、補償資格保有者に現実生じた通常かつ直接の損害に限り、その責任を負うものとします。

（4）ヤマハ、ZuttoRideは、第三者の責に帰すべき事由により、本サービスの全部または一部を利用できないことその他補償資格保有者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

14. 規約の変更

（1）ヤマハは、補償資格保有者の一般の利益に適合する限り、または、契約の目的に反せずかつ変更に係る事情に照らして合理的なものである限り、あらかじめ補償資格保有者の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします

（2）規約の変更を行うときは、規約を変更する旨および変更後の規約内容ならびに変更の効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法によりお知らせします。変更の内容は、当社が定める効力発効日より効力を有します。

15. 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部の条項が、法令等により取消又は無効と判断された場合であっても、その残部は継続して完全に効力を有するものとし、その有効性、適法性又は履行強制の可能性に影響を与えないものとします。

16. 準拠法、管轄裁判所

- (1) 本規約は日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
- (2) 補償資格保有者とヤマハ、ZuttoRideの間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 補償規約

(基本事項)

バッテリー盗難事故についての補償は以下の通り提供します。

1. 対象事故

バッテリー盗難補償の対象事故は、下記の事項をすべて満たす必要があります。

- (1) 日本国内における事故であること
- (2) 窃盗または強盗のために生じた盗取、き損または汚損であること
- (3) 施錠されている状態において盗難等が生じたこと
- (4) 盗難発生後、直ちに所轄警察署に届け出ていること

2. てん補しない損害

- (1) 詐欺や横領等、窃盗や強盗以外の犯罪により生じた損害
- (2) 補償資格保有者の故意、重過失によって生じた損害
- (3) 補償資格保有者の親族、使用人などが自らのした、又は加担した盗難による損害
- (4) 戦争、暴動、騒じょう、労働争議などの際による損害
- (5) 地震、噴火、風水災などの天災の際における損害
- (6) 火災、爆発、放射能汚染の際における損害
- (7) 窃盗、強盗のために生じた火災、爆発による損害
- (8) 盗難発生後60日以内に覚知することができなかった損害
- (9) 盗難発生後、直ちに所轄警察署に届け出していない損害
- (10) 施錠されていない（カギが付いたまま等）間の盗難による損害
- (11) バッテリーのみではなく車両本体ごとが盗難された場合における損害
- (12) 盗難未遂時に生じたバッテリーの破損・汚損による損害
- (13) 取扱説明書に記載してある使用方法を遵守しなかったことにより生じた損害
- (14) 補償資格有効期限外に生じた対象事故によって発生した損害
- (15) 車両の譲渡・廃車が行われた後に発生した損害
- (16) その他の保険の保険金を交換に充当した場合 ただし、その他の保険の免責金額に対しては除きます

3. 補償内容

申請書類をご提出いただいた後、審査が完了したのちに、車両ごとの自己負担金をご負担いただくことで原則同種同型のバッテリー現物をお受け取りいただけます。

自己負担金：バッテリー再調達時のメーカー希望小売価格(税抜)×30%

※バッテリーにモデルチェンジや価格改定などがあった場合、お渡しするバッテリー及び自己負担金は再調達する時のモデル及び価格が元となります。補償資格保有者へ直接現金が支払われることはありません。宅配でバッテリーをお送りし、自己負担金を運送会社へ代引きとしてお支払いいただく必要がございます。

4. 補償の流れ

- (1) 直ちに所轄警察署に盗難の届けをします。(「受理番号」が必要となります)
- (2) 盗難届出後、当該バッテリーが発見されない場合は、所定の書類手続きを提出することで補償されます。
- (3) 補償手続きは書類提出後、約2～4週間程度の期間を要します。ただし、この期間内に特別な事情により必要な調査を終了することができないときは、これを終了した後、遅滞なく、損害をてん補します。
- (4) 補償完了後に発見されたバッテリーは、ZuttoRideが所有権を保持します。直ちに警察およびZuttoRideにご連絡ください。
- (5) 正当な理由がなくて補償請求の手続きを怠ったとき、または提出した書類に故意に不実のことを表示もしくはその書類を偽造、変造したときは、補償は受けられません。
- (6) 補償完了後、本補償は終了いたします。

2026年9月1日現在

PAS SION-U & PAS ワゴン 安心プラスキャンペーン (バッテリー盗難補償) 運営企業

ZuttoRide株式会社

本補償に関するお問い合わせ(10:00～19:00 年末年始を除く)

TEL: 0120-03-3196

バッテリー盗難事故の受付(平日 10:00～19:00 年末年始を除く)

TEL: 0120-711-816